

議案第7号

鳥取県居宅介護支援事業に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県居宅介護支援事業に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県居宅介護支援事業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の従業者及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者がその選択に基づき、適切な指定居宅サービス等を総合的かつ効率的に受けることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の者との連携に努めなければなら

ない。

(指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営に関する基準)

第5条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののうち、法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等

<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td> <p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(48) 略</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(48) 略</p>	略	略		<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td> <p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(48) 略</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(48) 略</p>	略	略	
略													
<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(48) 略</p>	略												
略													
略													
<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</p> <p>(1)～(48) 略</p>	略												
略													

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

	<ul style="list-style-type: none">(1) 管理者(2) 介護支援専門員 <p>2 管理者は、介護支援専門員証の交付を受けている常勤の者とする事。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事する者とする事。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合(2) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に同一敷地内の他の事業所の職務に従事する場合 <p>4 介護支援専門員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とし、そのうち1人以上は、常勤の者とする事。</p>
サービスの提供	<p>1 正当な理由なく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業の目的及び運営の方針(2) 従業員の職種、人数及び職務の内容(3) 営業日及び営業時間(4) サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額(5) 事業の実施地域(6) その他サービスの選択に資する重要事項

	<p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前号の規程の概要その他のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
居宅サービス計画	<p>1 居宅サービス計画は、介護支援専門員に作成させること。</p> <p>2 居宅サービス計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるようにする上で解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）を行い、最も適切なサービスの組合せについて検討した上で、継続的、かつ、計画的に指定居宅サービス等が利用されるように作成すること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 居宅サービス計画の原案を作成したときは、利用者に対する指定居宅サービス等を担当する者の意見を聴くこと。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>規則で定めるところにより、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録、居宅サービス計画その他の記録を整備し、保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 個人情報の漏洩その他の事故が発生した場合は、速やかに市町村並びに利用者及びその家族に連絡すると</p>

もに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずるとともに、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

4 前3号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。